

自動販売機設置事業者募集要項

(仮称) 五条駅前バスターミナル待合所に清涼飲料水自動販売機を設置する事業者を募集します。応募を希望される方は、以下の内容をご確認のうえお申し込みください。

1. 募集内容

(1) 募集対象

以下のいずれかに該当する事業者

- 県内に本社、支店又は営業所等を有する法人
- 市内に住所を有する個人事業者

(2) 設置場所、台数、品目等

- **設置場所**：五條市須恵3丁目地内
(仮称) 五条駅前バスターミナル待合所 (現在、整備中)
※設置環境：屋根あり室外

- **台数**：1台
- **販売品目**：清涼飲料水 (紙コップ式を除く)
- **使用面積**：1.5 m²程度 (回収ボックス設置部分を含む)
- **参考データ**：

(仮称) 五条駅前バスターミナル及び五条駅利用者情報 (予測)

年間延べ利用者数 約 46,000 人

バス利用者 年間乗降者数 約 23,000 人

※乗合バス (市コミュニティバス含む。)

鉄道利用者 年間乗降者数 約 23,000 人

2. 自動販売機設置の条件

(1) 使用料・経費

1. **設置許可期間**：令和8年7月中旬から令和9年3月31日とします。ただし、当初の許可日から令和13年3月31日 (最長4年9ヶ月間) まで、1年単位 (各年4月1日から翌年3月31日まで) で更新することができます。更新には行政財産使用許可申請書の提出が必要です。
2. **行政財産使用料**：五條市行政財産使用料条例第2条第2号の規定に基づき算定した額を使用許可後に期限を定めて徴収します。
3. **電気料**：消費電力相当分を設置事業者の負担とします。月間使用電力量は市が調査し、市が指定する方法で期日までに納入していただきます。

4. **売上納付金**：売上金額に提示された率を乗じる方法により算出した売上納付金（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）を、年2回（半期に1回）、期限を定めて徴収します。
5. **その他経費**：消費電力を計測するための子メーター及び子メーター設置にかかる電気配線工事費用など、必要経費はすべて設置事業者の負担とします。

(2) 設置機種

1. 原則として**ユニバーサルデザイン自動販売機**とします。設置が困難な場合は、市と協議のうえ決定します。
2. **電子マネーやQRコード決済**など、多様なキャッシュレス決済に対応してください。

(3) 維持管理責任

1. 設置許可にかかる権利を第三者に**譲渡又は転貸**してはいけません。
2. **酒類の販売は不可**とします。
3. 商品の補充、金銭管理など、自動販売機の維持管理は設置事業者の責任において適切に行ってください。商品の消費期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行ってください。
4. 維持管理業務を他者（設置事業者の連結子会社等）に行わせる場合は、事前に「自動販売機の管理に関する届出書」を市に提出してください。設置事業者として決定後に提出してもらいます。
5. 使用済み容器の回収ボックスを設置し、回収した容器は設置事業者の責任で適切に処分してください。設置場所周辺の清掃も行い、清潔な環境を保ってください。特に利用客の多い時期は、回収回数を増やすなどして、容器が散乱しないように努めてください。
6. 自動販売機の設置にあたっては、据え付け面を確認し、「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」および「自動販売機据付基準」（清涼飲料自動販売機協議会作成）に従い、転倒防止措置を講じて安全に設置してください。設置後も定期的に安全確認を行ってください。
7. 販売品の搬入・使用済み容器の搬出の時間や経路は、市の指示に従ってください。
8. 市の許可なく施設に貼り紙や釘などを打ち込まないでください。
9. 関係法令等を遵守し、必要な届出や検査等は遅滞なく行ってください。
10. 自動販売機の故障・問い合わせ・苦情に対応できるよう、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応してください。
11. 自動販売機の設置・撤去等を行う際は、事前に市と打ち合わせを行い、適切かつ安全に実施してください。

12. 市が公共上の理由により移動を求めた際は、その求めに応じて移動してください。
13. 自動販売機の設置・撤去等に伴い施設を破損した場合は、設置事業者の責任において現状に回復してください。
14. 許可期間が満了又は取り消しにより終了した際は、速やかに原状回復を行ってください。その際、設置事業者は市に対し一切の補償を請求することはできません。
15. 許可期間中に自己都合により自動販売機を撤去する場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までに書面で市に通知してください。

3. 応募資格要件

(1) 以下のいずれかの事業者が応募できます。

- 県内に本社、支店又は営業所等を有する法人
- 市内に住所を有する個人事業者

(2) 上記に加え、以下の要件をすべて満たしていること。

1. 自動販売機の設置業務について、原則として**1年以上の運営経験**を有すること。
2. 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
3. 国税および市に対する債務を完納していること（期限未到来のものを除く）。
4. 役員等（※）が、暴力団員又は暴力団と関係を有していないこと。

※役員等：法人にあつては役員、支配人、支店・営業所の代表者。個人にあつては本人、支配人、支店・営業所の代表者。

5. その他、設置対象者として特に必要と認められる事項。

4. 応募書類

(1) 提出書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	様式等	法人	個人
① 自動販売機設置事業者応募申込書	様式第1号	○	○
② 実績証明書	様式第2号	○	○
③ 販売計画書	様式第3号	○	○
④ 暴力団排除に関する誓約書	様式第4号	○	○
⑤ 国税納税証明書	法人：その3の3（写し可） 個人：その3の2（写し可）	○	○

提出書類	様式等	法人	個人
⑥ 履歴事項全部証明書（法人） ⑦ 住民票（個人） ⑧ 市税完納証明書（法人・個人） ※法人は市内の法人で納付義務がある場合 ⑨ 後期高齢者医療保険料完納確認書（個人） ⑩ 水道料金等納入済証明書（法人・個人） ※法人は市内の法人で納付義務がある場合	申込の3ヶ月以内に発行（写し可）	○	○
⑪ 県内の支店・営業所が確認できる書類 ※県外に本社がある法人のみ	会社名と所在地が確認できる公共料金の請求書（写し）等 パンフレット等自作のものは不可。 ②⑤⑥のいずれかの書類で確認できる場合は提出不要。	△	×

(2) 提出部数 各1部

(3) 注意事項

- 提出された応募書類は返却しません。
- 応募にかかる費用はすべて応募者の負担とします。
- 応募後、辞退する場合は「辞退届（様式第5号）」を提出してください。
- 市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。
- 提出書類は、市情報公開条例に基づき開示される場合があります。

5. 応募申込手続き及びスケジュール

スケジュール	期間・日時
募集要項の配布	令和8年5月13日から令和8年6月3日まで
募集要項等に対する質問の受付	令和8年5月13日から令和8年5月20日まで
質問への回答	令和8年5月25日 午後5時までに回答
応募書類の受付	令和8年6月3日 午後5時まで
選定結果の通知	令和8年6月5日 午後5時までに回答
自動販売機設置協定の締結	令和8年6月中旬（予定）
事業開始	令和8年7月中旬以降（予定）

(1) 募集要項の配布

- 期間：令和8年5月13日（水）～6月3日（水）※土・日・祝日を除く
- 場所：市都市整備部都市計画課 又は 市ホームページからダウンロード

(2) 募集要項等に対する質問の受付

- 期間：令和8年5月13日（水）～5月20日（水）午前8時30分～午後5時
- 方法：FAX又は電子メールにて、質問書（様式第6号）を提出してください。電話・口頭での質問は受け付けません。送信後は必ず電話で質問書を送信した旨、連絡してください。

(3) 質問への回答

令和8年5月25日（月）午後5時までに質問者に対してFAX又は電子メールで回答します。

(4) 応募書類の受付

- 期間：令和8年5月13日（水）～6月3日（水）※土・日・祝日を除く
- 提出方法：
 - 郵送のみ：簡易書留にて、令和8年6月3日（水）必着
 - 別紙の「応募用封筒の作成・記入方法」のとおり作成してください。
 - 郵便局の保管期限が10日間のため、令和8年5月25日（月）以降に発送してください。

(5) 設置事業者の選定

提出された書類を審査し、販売計画書（様式第3号）の売上納付金の最高率を提示した者を設置予定事業者とします。同率の者が複数いる場合は、当該率の提示者に通知を行い、くじにより決定します。

(6) 無効・失格

以下のいずれかに該当する場合は、応募が無効又は失格となることがあります。

- 応募方法や提出期限が守られなかった場合
- 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- その他、本要項の定める条件を満たしていない場合など

(7) 選定結果の通知

応募者全員に、令和8年6月5日（金）までに電子メールで通知します。

6. 担当部局

〒637-8501 五條市岡口一丁目3番1号

五條市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

電話 0747-22-4001（内線283）

FAX 0747-24-4626

電子メール tokei@city.gojo.lg.jp